

第 6717 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 6日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 社員の自宅に設置する間仕切り、カーテン等

Q : 社員が在宅勤務をする際に会社が社員の自宅に設置する間仕切りやカーテン、椅子、机、空気清浄機などの費用を会社が負担した場合、どのように取り扱われますか？

A : 次のように取り扱われます。

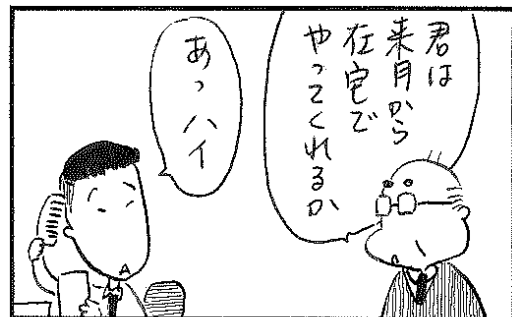
【解説】

会社が社員に対して、業務のために通常必要な費用(例えば、テレワークを行うための環境整備費用など)について、その費用を精算する方法により支給する一定の金銭については、社員に対する給与として課税されません(備品の所有権を従業員が有するものは除きます)。

また、会社が所有する備品を専ら業務に使用する目的で社員に貸与する場合には、社員に対する給与として課税されません。

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの(例えば、勤務とは関係なく使用する電化製品など)や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの、備品の所有権を社員が有するもの(貸与ではなく支給するもの)は、社員に対する給与として課税対象となります。

なお、会社においては、原則として、これらの費用は消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入できることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】